

入札物件概要

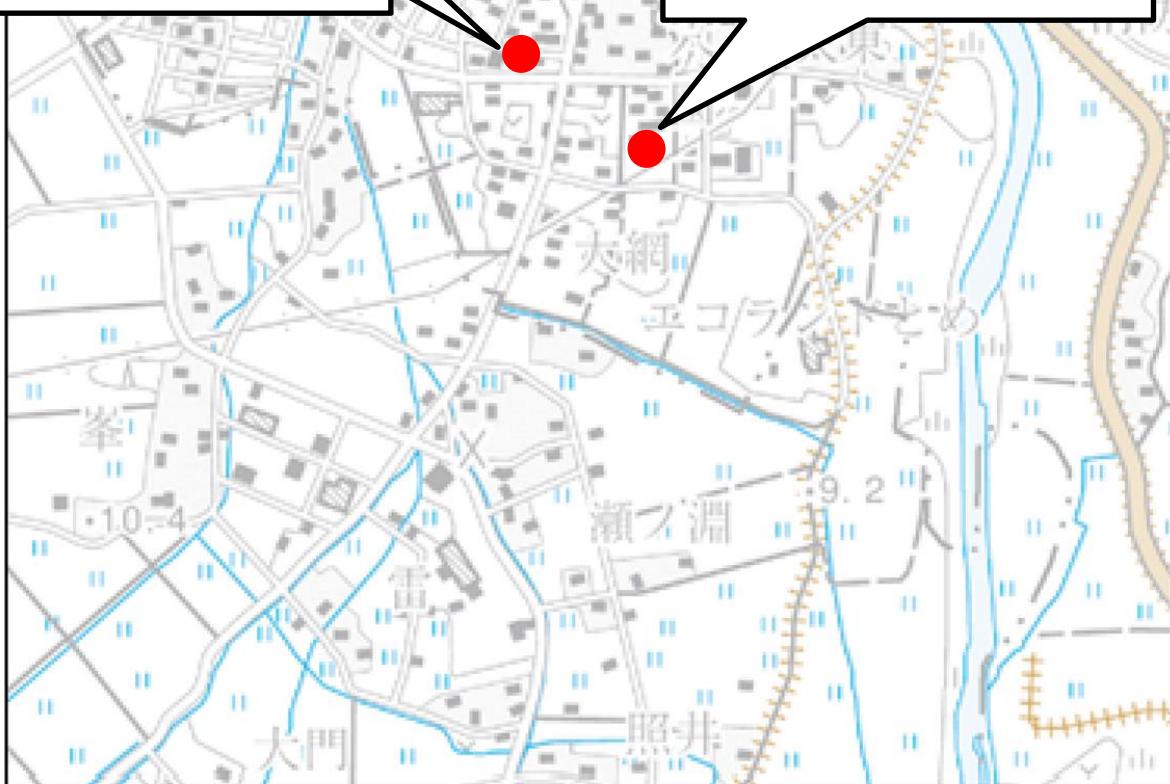
- 1 本物件概要は、入札参加者が現地を確認されるまでの参考資料です。
- 2 物件に関し、**本市は隣接者などとの交渉や手続きは行いません。**
- 3 物件の**埋設物調査、地盤調査及び土壤調査は行っていません。**
埋設物等があった場合の撤去及び処分等が必要な場合は、購入者が行ってください。
- 4 物件は現状有姿での引き渡しとなります。売却前後において市で整地等は行いません。
- 5 周囲が住宅街であるため、周辺住民への生活環境に配慮した用途に利用してください。(土-16、17)
- 6 必ず事前に現地を確認してください。
- 7 開発に当たっては、建築基準法、その他法令、条例に従って適切に行ってください。

物件の位置図



土地-16、17
(登米市迫町佐沼字大網 132 番 2、
132 番 3)

土地-18、19
(登米市迫町佐沼字大網 241 番 2、
241 番 24)



北海道地図株式会社

0 100 200 300 400 500 m
1:12500

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 平30情使、第72-GISMAP41124号)」

物件概要

【土地】							
物件番号	土地-16	所在地	登米市迫町佐沼字大網132番2				
面 積	1,344.62m ²		地 目	宅地			
最低売却価格		30,749,000円					
接面道路の状況	• 南側に幅員5mの舗装道						
法令等による制限	都市計画区域内（第一種住居地域、建ぺい率：60%、容積率：200%）						
私道等の負担に関する事項		負担の有無	無				
供給処理施設状況	区分	利用可能な施設	配管等の状況	事業者名			
				電話番号			
	電気	東北電力	無	東北電力 0120-175-466(コールセンター)			
	ガス	プロパンガス	無				
	上水道	登米市上下水道部	有	登米市水道お客様センター 0120-023-151			
	下水道	公共下水道 (区域内)	有	登米市上下水道部下水道施設課 0220-52-3320			
地勢など	<ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域外、土砂災害警戒区域外(詳細は登米市HPにて確認してください。) 都市計画区域内(第一種住居地域) 本物件は北大網住宅として利用されていました。 敷地内の残置物として、NTT柱、防犯灯支柱、量水器ボックス、埋設排水管、一部敷地内通路及び側溝があります。 土地南側2箇所に公共汚水ますが設置されております。 						
現地までの交通機関	<ul style="list-style-type: none"> 市民バス（大網停留所）から約0.3km 三陸自動車道（登米IC）から約7.4km JR東北本線（新田駅）から約9.9km 						
<ul style="list-style-type: none"> 登米市民病院へ 約1.1km 登米市役所迫総合支所へ 約1.9km 佐沼小学校へ 約1.4km 佐沼中学校へ 約2.1km 佐沼警察署へ 約2.4km 							

登米市迫町佐沼字大網 132 番 2 (現地写真)



※ 赤線内が物件です。なお、赤線は参考までに概ねの土地の範囲を示したものであり、実際の境界とは異なる場合があります。

(現地写真)

①



②



③



④



《公図・登記簿等》

登米市迫町佐沼字大網 132 番 2 (土地登記簿)

公用		宮城県登米市迫町佐沼字大網 132-2		全部事項証明書		(土地)	
表 譜 部 (土地の表示)		調査	平成 6 年 11 月 24 日	不動産番号	3727000075235		
地図番号	(E 1) 45-3 55-1	筆者特定	[無]				
所 在	登米市迫町佐沼字大網			[無]			
	登米市迫町佐沼字大網			平成 17 年 4 月 1 日行政区域変更 平成 17 年 8 月 1 日登記			
① 地番	② 地 日	③ 地 積 m ²	原因及びその日付 (登記の日付)				
132番	宅地	3473.48	[無]				
[無]	[無]	3485.76	③調査 国土調査による成果 (昭和 45 年 12 月 24 日)				
[無]	[無]	[無]	昭和 63 年法務省令第 37 号附則第 2 条第 2 項の規定により登記 平成 6 年 11 月 24 日				
132番 2	[無]	1344.62	③調査 ①② 132番 2, 132番 3, 132番 4, 132番 5, 132番 6, 132番 7 に分筆 (令和 6 年 10 月 16 日)				
権利部 (甲区) (所 有 権 に 關 す る 事 項)							
類別番号	登記の目的	登付年月日・受付番号	権利者その他の事項				
1	所有権登記	[無]	所有者 登米市迫町 昭和 59 年法律第 18 号附則第 4 項により 平成 1 年 7 月 12 日登記 順位 1 番の登記を登記				
	[無]	[無]	昭和 63 年法務省令第 37 号附則第 2 条第 2 項の規定により登記 平成 6 年 11 月 24 日				
2	所有権移転	平成 18 年 1 月 11 日 第 124 号	原因 平成 17 年 4 月 1 日合併による承継 所有者 登米市				



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和 6 年 10 月 17 日
仙台法務局登米支局

登記官

後藤 男光



* 「登記の目的」欄に「相続人承認」と記載されている登記は、所有権の登記名義人 (所有者) の相続人からの申請に基づき、
登記官が確認して、相続があった相続人の生前・死後を証明したものであり、相続財産を公示するものではない。

* 下線のあるものは複数複数であることを示す。

捺印番号 D09313 (1/10)

(公図)

